

## 青森市ホームページ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青森市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理するウェブサイトで、<https://www.city.aomori.aomori.jp>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告 市長が、市ホームページの広告（以下「広告」という。）の、掲載の承認をした者（以下「広告主」という。）の社名、団体名等を識別できる文字又は画像で表示される情報で、広告主が指定するウェブページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告掲載の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 市ホームページの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (5) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現により、誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (6) その他市ホームページに掲載する広告として妥当でないと認めるもの

2 前項の規定により掲載しないこととする広告についての細則は、別表のとおりとする。

### (広告掲載位置)

第4条 広告は、市ホームページのゲートページ（トップページ、市が指定するウェブサイト等へ遷移できるウェブページをいう。）及びトップページ下段に掲載するものとする。

#### (広告の種類等)

- 第5条 広告の種類は、バナー広告とする。
- 2 市ホームページに掲載することができる広告の総枠は、20枠とする。
  - 3 広告の1枠の大きさ及びその容量は、縦60ピクセル、横150ピクセル及び20KB以下とする。
  - 4 広告の形式は、GIF、JPEG又はPNGのいずれかとする。

#### (広告の掲載期間)

- 第6条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載を妨げない。
- 2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の初めの日とするものとする。
  - 3 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する月の最終日とするものとする。
  - 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日を月の中途とすることができます。この場合において、掲載開始日から掲載終了日までの期間に1月末満の端数が生じた場合は、当該期間を1月とみなす。
  - 5 広告掲載期間中に市の都合により、市ホームページに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときがあっても、掲載期間は延長しない。

#### (広告主の募集)

- 第7条 広告主の募集は、市と広告の掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱業者」という。）が行う。
- 2 広告掲載を希望する者は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。
  - 3 広告取扱業者は、掲載を希望する者の広告案及びリンク先を取りまとめ、掲載開始日から起算して20日前までに、青森市ホームページ掲載広告承認申請書（様式第1号）により市長に承認を求めなければならない。

#### (掲載の決定等)

- 第8条 市長は、広告取扱業者から前条第3項の規定による承認を求められたときは、第3条の規定に基づき、速やかに広告の掲載に係る審査を行い、その可否を決定する。
- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告取扱業者に対し、青森市ホームページ掲載広告承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(掲載内容の審査)

第9条 市長は、第7条第3項の規定による広告案が、第5条第2項の規定による広告枠の数を超える場合は、公共性及び地域性の高い広告を優先させるものとする。

(広告の内容の修正等)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による審査の結果、広告案の内容が第3条の規定で制限するものに該当するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者と協議し、広告の内容の修正等、必要な指示をすることができる。

2 前項の修正等に要する費用は、広告取扱業者又は広告主が負担する。

(掲載広告の提出)

第11条 広告取扱業者は、市長が審査した広告案を、掲載開始日から起算して7日前までに、市に提出するものとする。

(広告等の変更)

第12条 広告取扱業者は、1枠の広告につき1月に1回を限度として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告取扱業者は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の20日前までに、青森市ホームページ広告掲載変更・取下げ申出書（様式第3号）により市長に申し出なければならない。

3 市長は前項の申出を受けたときは、広告の内容又はリンク先の変更の可否を、青森市ホームページ広告掲載変更決定通知書（様式第4号）により広告取扱業者に通知するものとする。

(広告の掲載取下げ)

第13条 広告取扱業者は、次に掲げる事由が生じたときは、広告の掲載を取り下げることができる。

(1) 広告主が、広告取扱業者に対し、広告掲載に係る料金を納入しなかつたとき  
(2) 広告のリンク先に支障があるとき  
(3) その他広告取扱業者又は広告主の都合により、掲載できなくなったとき

2 広告取扱業者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げようとするときは、青森市ホームページ広告掲載変更・取下げ申出書（様式第3号）により市長に申し出なければならない。

3 前項の申出により広告の掲載が取り下げられたときは、市長は、広告取扱業者

が納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(広告の掲載取消し)

第14条 市長は、既に掲載を決定した広告又は掲載している広告が、市ホームページへの掲載上支障があると認めるときは、広告取扱業者にその状態を解消することを求めるものとする。

- 2 前項の状態が解消されないときは、市長は、広告の掲載を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、市長は、広告取扱業者が納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(損害賠償及び責任)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は広告取扱業者が負うものとし、前条の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告取扱業者等に損害が生じても、市長は、その賠償の責を負わない。

- 2 広告取扱業者は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権の全てについて合理的な権利処理が完了していることについて、市長に保証するものとする。

(料金)

第16条 広告取扱業者は、当該広告掲載に係る料金を前納するものとする。

- 2 前項の規定により納入した料金は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該料金の全部又は一部を還付することがある。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。ただし、次項の規定は、平成28年1月20日から実施する。

(準備行為)

- 2 市長は、この要綱の実施日前においても、この要綱の実施に関し必要な準備行為を行うことができる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 7 年 1 月 30 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第3条関係）

広告掲載制限細則

条文	細則	事例等
(1) 市ホームページの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの	広告内容が著しく営利性を帯びているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>過剰な利潤追求を内容とするもの（マルチ商法、キャッチ商法等）</li> <li>市民に過剰な利潤が得られると思わせるもの（代理店募集、会員募集、先物取引等）</li> </ul>
	市民の浪費等を助長するもの	サラリーマン金融、無届出の金融業等
	あたかも市が推奨しているような表現のもの	市が公共性を認めたもの以外の企業等による市名称及び市章の使用、市名類似表現等
	特定市民を対象としたもの	会員への周知分等
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの		
(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの		死亡通知、名刺広告（代表者名又は写真を掲載したものを含む。）、挨拶文、遺失物捜査、物品等の譲渡に関するもの等

条文	細則	事例等
(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの	社会の法秩序を乱し、市民生活の安定を損なうおそれのあるもの	
	個人のプライバシーを侵害し、又は個人若しくは法人の名誉、信用等を損なうもの	
	いかがわしい表現若しくは図案又は乱暴な文言を用いたもの	
(5) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現により、誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの		世界一、一番安い、最大、最高、絶対、完全等の表現
(6) その他市ホームページに掲載する広告として妥当でないと認めるもの	法令の規定に違反する内容を表示しているもの	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、医療法（昭和23年法律第201号）等に違反するもの
	上欄に定めるもののほか、市ホームページ等に掲載する広告として妥当でないと特に認めるもの	

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

青森市長　　様

青森市ホームページ掲載廣告承認申請書

年　月分の青森市ホームページ掲載廣告について、次のとおり申し込みます。

青森市ホームページ　掲載廣告一覧

番号	広告掲載希望者	バナー廣告案	リンク先アドレス	広告内容	掲載期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

様式第2号（第8条関係）

青市広第

号

年 月

日

様

青森市長

印

青森市ホームページ掲載廣告承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった

年 月分の青森市ホームページ掲載廣告について、下記のとおり通知します。

青森市ホームページ 掲載予定廣告可否一覧

番号	広告掲載希望者	バナー廣告案	リンク先アドレス	掲載期間	可否	条件
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

青森市ホームページ広告掲載変更・取下げ申出書

年　　月　　日

青森市長　　様

青森市ホームページに掲載している広告について、下記のとおり（変更・取下げ）したいので申し出ます。

記

1　変更・取下げする広告

（1）広告主

（2）バナー広告

（3）リンク先アドレス

（4）掲載期間

2　変更内容（変更の場合）

3　理由

4　原稿、その他資料等（変更の場合）

青市広第 号  
年 月 日

青森市ホームページ廣告掲載変更決定通知書

様 青森市長 印

年 月 日付けで申出のあった件について、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の申出のあった廣告（変更前の状態）

（1）廣告主

（2）バナー廣告

（3）リンク先アドレス

（4）掲載期間

2 変更内容

3 決定区分

変更を承認します。

条件

変更を承認しません。

理由